

## 道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を 求める意見書

道路は、地域の発展や経済の活性化及び持続的な成長を支える最も重要な社会資本であるとともに、防災ネットワークを構築することにより住民の安全・安心を確保することからもさらなる整備、充実が求められます。

本市においても、市の総合計画により、まちの未来像を「みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ」と定め、円滑に通行できる地域間幹線道路や生活道路の整備、通学路の安全対策、既存道路インフラの老朽化対策、自然災害に対する防災・減災対策など、利用者が安心して通行できる道路環境の整備を進めていますが、未整備の道路も多くネットワークも不十分な状況であることから、より一層の整備促進が重要であり、そのための予算確保が必要となっています。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という。）の規定に基づき、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が55%まで嵩上げされています。この規定は、平成29年度末までの時限措置となっており平成30年度以降、補助率等が実質的に低減することになれば、地方の財政負担の増加をもたらすこととなり、自主財源に乏しい地方自治体にとって道路整備事業の遅滞を招くとともに、自治体運営にも多大な影響が生じることとなります。

よって、本市議会は国に対し、来年度以降も地域における道路整備の長期安定的な推進に向け下記の措置を講じられるよう要望します。

### 記

- 1 道路整備を計画的かつ着実に遂行していくため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金について安定的かつ十分な予算を確保すること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年9月26日

提出先 内閣総理大臣 殿  
財務大臣  
国土交通大臣